

生駒山麓公園の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒山麓公園（生駒山麓公園テニスコート及び生駒山麓公園駐車場を含む。）

2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

大新東・ナック共同体

構成団体（代表） 大新東株式会社

東京都港区芝三丁目14番2号

構成団体 特定非営利活動法人ナック

大阪府堺市南区御池台一丁27番13-310号

3 指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

平成20年12月9日提出

生駒市長 山下 真